

(附則)

第1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成15年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

第3 平成16年度の特例

平成16年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。

1 本則第4の1及び2の合計額が平成15年度の民間社会福祉施設サービス推進費補助金の交付額（以下「15年度交付額」という。）と同額又は上回る場合は、次の（1）及び（2）により算定した額と本則第4の3の額を合計した額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

（1）本則第4の1及び2の合計額（15年度交付額に100万円を加えた額を上限とする。）

（2）本則第4の1及び2の合計額から（1）で得た額を差し引いた額と本則第4の2の額に0.5を乗じて得た額（300万円を上限とする。）を比較し、いずれか小さい方の額

2 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。

3 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円を超える場合は、次の（1）及び（2）により算定した額のいずれか大きい額と本則第4の3の額を合計した額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

（1）15年度交付額から500万円を差し引いた額

（2）本則第4の1及び2の合計額と、15年度交付額から本則第4の1及び2の合計額並びに100万円を差し引いた額に0.8を乗じて得た額を合計した額

第4 平成17年度の特例

平成17年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。

1 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額と同額又は上回る場合は、次の（1）及び（2）により算定した額と本則第4の3の額を合計した額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

（1）本則第4の1及び2の合計額（15年度交付額に100万円を加えた額を上限とする。）

（2）本則第4の1及び2の合計額から（1）で得た額を差し引いた額と本則第4の2の額に0.6を乗じて得た額（400万円を上限とする。）を比較し、いずれか小さい方の額

2 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。

3 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円を超える場合は、次の（1）及び（2）により算定した額のいずれか大きい額と本則第4の3の額を合計した額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 15年度交付額から1,000万円を差し引いた額
- (2) 本則第4の1及び2の合計額と、15年度交付額から本則第4の1及び2の合計額並びに100万円を差し引いた額に0.6を乗じて得た額を合計した額

第5 平成18年度の特例

平成18年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。

- 1 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額と同額又は上回る場合は、次の(1)及び(2)により算定した額と本則第4の3の額を合計した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。
 - (1) 本則第4の1及び2の合計額(15年度交付額に100万円を加えた額を上限とする。)
 - (2) 本則第4の1及び2の合計額から(1)で得た額を差し引いた額と本則第4の2の額に0.7を乗じて得た額(500万円を上限とする。)を比較し、いずれか小さい方の額
- 2 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。
- 3 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円を超える場合は、次の(1)及び(2)により算定した額のいずれか大きい額と本則第4の3の額を合計した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。
 - (1) 15年度交付額から1,500万円を差し引いた額
 - (2) 本則第4の1及び2の合計額と、15年度交付額から本則第4の1及び2の合計額並びに100万円を差し引いた額に0.4を乗じて得た額を合計した額

第6 平成19年度及び平成20年度の特例

平成19年度及び平成20年度における特例については、別途定める。

附 則(平成17年3月31日付16福保高施第811号)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年9月29日付18福保高施第493号)

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年2月23日付18福保高施第924号)

- 第1 この要綱は平成19年4月1日から適用する。
- 第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成18年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。
- 第3 平成19年度の特例

平成19年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。

 - 1 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額と同額又は上回る場合は、次の(1)及び(2)により算定した額と本則第4の3の額を合計した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。

(1) 本則第4の1及び2の合計額(15年度交付額に100万円を加えた額を上限とする。)

(2) 本則第4の1及び2の合計額から(1)で得た額を差し引いた額と本則第4の2の額に0.8を乗じて得た額(600万円を上限とする。)を比較し、いずれか小さい方の額

2 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。

3 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円を超える場合は、次の(1)及び(2)により算定した額のいずれか大きい額と本則第4の3の額を合計した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。

(1) 15年度交付額から2,000万円を差し引いた額

(2) 本則第4の1及び2の合計額と、15年度交付額から本則第4の1及び2の合計額並びに100万円を差し引いた額に0.2を乗じて得た額を合計した額

第4 平成20年度の特例

平成20年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。

1 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額と同額又は上回る場合は、次の(1)及び(2)により算定した額と本則第4の3の額を合計した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。

(1) 本則第4の1及び2の合計額(15年度交付額に100万円を加えた額を上限とする。)

(2) 本則第4の1及び2の合計額から(1)で得た額を差し引いた額と本則第4の2の額に0.9を乗じて得た額(700万円を上限とする。)を比較し、いずれか小さい方の額

2 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。

3 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円を超える場合は、次の(1)及び(2)により算定した額のいずれか大きい額と本則第4の3の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。

(1) 15年度交付額から2,500万円を差し引いた額

(2) 本則第4の1及び2の合計額

第5 平成21年度の特例

平成21年度については、本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額から3,000万円を差し引いた額よりも下回る場合は、次の1及び2により算定した額のいずれか小さい額と本則第4の額を合計した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。

1 15年度交付額から平成15年度における施設の経常収入(又は歳入)に0.1を乗じて得た額並びに本則第4の1及び2の合計額を差し引いた額に0.5を乗じて得た額(ただし、15年度交付額が当該合計額を下回る場合は、0円とす

る。)

- 2 15年度交付額から本則第4の1及び2の合計額並びに3,000万円を差し引いた額

第6 新規施設の特例

平成16年度以降に新たに事業を開始する施設については、平成15年度の民間社会福祉施設サービス推進費補助の算定方法を用いて算定した額を15年度交付額とみなし、附則第3及び第4の特例を適用する。

附 則（平成21年2月2日付20福保高施第860号）

- 第1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成20年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（平成22年2月16日付21福保高施第1386号）

- 第1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成21年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（平成23年3月9日付22福保高施第2005号）

- 第1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成22年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（平成24年3月30日付23福保高施第2125号）

- 第1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成23年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（平成25年3月29日付24福保高施第2138号）

- 第1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成24年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

附 則（平成26年3月31日付25福保高施第2157号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月31日付30福保高施第1806号）

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日付31福保高施第332号）

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附 則（令和７年３月７日付６福祉高施第１８６５号）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。